

## 一般財団法人松本市スポーツ協会慶弔規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会役職員(以下「役職員」という。)の慶弔について必要な事項を定め、相互の親和を図ることを目的とする。

### (役職員)

第2条 この規程に定める役職員の範囲は、次のとおりとする。

(1) 一般財団法人松本市スポーツ協会理事、監事、評議員、加盟団体の長、功労会員の会役員、事務局職員

(2) 松本市スポーツ少年団本部長、副本部長、部会長、副部会長

### (慶弔の範囲及び基準)

第3条 役職員が次の各号に該当するときは、慶弔金又は見舞金を贈るものとする。

#### (1) 死亡弔慰

ア 役職員が死亡したとき。 10,000 円  
生花 1 基(15,000 円相当)

イ 配偶者又は子が死亡したとき。 10,000 円

ウ 親が死亡したとき。 5,000 円

エ 同居の祖父母・兄弟姉妹が死亡したとき。 弔 電

#### (2) 傷病見舞

役職員が 14 日間を超える傷病の状況にあるとき。 5,000 円

#### (3) 災害見舞

役職員の住居が災害により相当の被害をうけたとき。 5,000 円

#### (4) 結 婚

役職員が結婚したとき。 10,000 円

役職員の子が結婚したとき。 祝 電

(5) 前各号のほか特に必要と認める事項については、総務委員長及び事務局が専務理事と協議し、決定する。

### (報 告)

第4条 前条による該当者が生じた場合、加盟団体は、直ちに事務局に報告するものとする。

### (その他)

第5条 この規程により慶弔を受けた者は、慣習による答礼を行わないものとする。

附 則 財団法人松本体育協会慶弔規程は廃止する。

附 則 この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年6月26日から施行する。